

歯科専門医「共通研修」要項の改訂について

1. 主な変更点

1) 共通研修項目の見直し

(1) 必修3項目(①医療倫理、②医療安全、③院内感染)と選択4項目(①地域医療・地域包括ケアシステム、②隣接医学・医療、③医療関連法規等、④その他)について、必修と選択の区別を撤廃し、研修項目は5項目(上記の必修3項目+④患者・医療者関係の構築+⑤医療関連法規・医療経済)とする。

(2) 地域医療・地域包括ケアシステムと隣接医学・医療を削除する代わりに、医療安全の一項目として「多職種医療連携」という項目を追加した。

2) 機構主催共通研修の受講推奨

各学会からの申請が少ない①医療倫理、④患者・医療者関係の構築及び⑤医療関連法規・医療経済について、機構において主催することとし、共通研修項目において、その受講が望ましいとの文言を追加した。

3) 申請期限の変更

現行の「共通研修」要項5では、「申請は原則として研修会等開催の2ヶ月前までに別添資料2の申請書別添資料2を提出し(以下、略)」と記載されているが、「本機構への申請は、遅くとも研修会等開催の3か月前までに」と申請期限を変更する。

2. 変更の理由

1) 「患者・医療者関係の構築等」は、患者代表等の要望もあって、「医療倫理」の中に含まれていたが、これまで各学会からの申請は無かった。しかし、「患者の選択指標に資する歯科専門医」という機構の目的を踏まえて、新たに独立した研修項目としてこれを設けた。

「地域医療・地域包括ケアシステム」は、総合歯科専門医(仮称)の専門領域に含まれていくことが予定されていること、「隣接医学・医療」は、現在申請あるものの多くが申請学会の専門領域に関連付けられた内容となっていることから、各専門領域の枠を超えた学習の機会という共通研修の定義に当てはまらないものが少なくない。

後者について、「隣接医学・医療」が共通研修項目に含まれていたのは、専門領域から離れた一般的・普遍的な医学知識の習得を期待していたものだが、実際の申請内容は各専門領域の理解を深める目的と思えるものが少なくなく、むしろこのような意味での隣接医学・医療は当該専門領域に積極的に取り込まれていくべきものであろう。

ただし、医療連携の重要性もあるので、医療安全の一項目として「多職種医療連携」を追加した。

2) 研究倫理以外の「医療倫理」、「患者・医療者関係の構築」及び「医療関連法規・医療経済」について、機構において主催することとし、機構主催の共通研修の受講が望ましいとの文言を追加した。

ただし、本項目について社員学会が研修会等を開催することを妨げるものではない。

3) 申請期限の変更

これまでの「共通研修」認定申請書の提出は、実際には受付締め切り間際の申請があり、委員会での認定審査作業および受講予定者への周知期間などにおいて制約が大きいことから、「遅くとも研修会等開催の3か月前までに」と申請期限を変更する。

同様の趣旨に基づき、「共通研修」認定申請の手引きにおいても申請期限を「2か月前までに」を「3か月前までに」と改訂した。

3. 改訂共通研修要項の施行時期

本改訂は、社員学会および所属会員への周知期間を設けること、新たな領域の歯科専門医制度の認証審査の開始が想定されていることから、2022年4月1日から施行する。

2022年3月までに実施する共通研修については、改正前の共通研修要項に従い、同年4月1日以降に実施する共通研修については、改訂後の共通研修要項に基づいて認定する。

4. 移行措置

従前の共通研修項目についての移行措置は、以下のとおりとする。

- ① 2022年3月までに受講した従前の共通研修項目に基づく取得単位については共通研修の単位とすることができる（隣接医学・医療又は地域医療・包括ケアシステム等についても取得単位数としてカウントしてよい）
- ② 新たに必修項目の2項目が増加したことから、2024年3月までに申請学会が認定する歯科専門医においては必修5項目の全てが揃っていないくとも（新たに追加された必修項目の2項目の履修がされていなくても）差し支えない。

なお、2024年4月以降に認定される歯科専門医については、改正後の共通研修項目に基づき、必修5項目の各々1単位を含む合計10単位以上の取得が必要となる。

5. 申請方法について

2022年4月以降に実施予定の共通研修に関する申請は、改訂後の歯科専門医「共通研修」要項（2021年10月26日、共通研修企画実施小委員会）および歯科専門医「共通研修」認定申請の手引き（2021年12月14日、共通研修評価認定小委員会）に従って申請すること。改訂資料は、2021年度中に社員学会に案内するとともに、機構ウェブサイトに掲載する予定である。

ただし、2022年3月以前に実施する共通研修については、従前の共通研修要項、申請書および共通研修申請手引き等により申請すること。